



平成 28 年 4 月の杉並区の保育所入所待機児童数について

本年 4 月 1 日時点の杉並区の「保育所入所待機児童数」は、以下のとおりです。

- 区の待機児童について、昨年は杉並区基準で 42 人でしたが、就学前児童の人口増や女性の社会進出の高まりなどを受け、保育所入所申込者が大幅に増加したことなどに伴い、28 年 4 月 1 日現在においては、136 人となり、昨年比で 100 人近くの大規模増加となりました。
- 区においては、平成 27 年度、6 か所の保育所新設をはじめ、既存園における保育定員の見直しや弾力化、さらには、新設園の 4・5 歳児定員の空きスペース等を活用した定期利用保育を開始するなど様々な手段を講じてまいりましたが、待機児童解消には至りませんでした。
- なお区では、平成 25 年から育児休業を延長した方などを加えた、より実態に応じた待機児童数を区独自に算定しています。国基準による待機児童数は、47 人（昨年 22 人）となっています。今年も東京都に対しては、この二つの待機児童数（136 人と 47 人）を報告することといたします。

	より実態に応じた 待機児童数		国の定義に基づく 待機児童数	
	28年4月	27年4月	28年4月	27年4月
親類・知人・友人に預ける	18人	3人	18人	3人
ベビーホテルを利用する（区の保育料補助対象外）	15人	12人	—	—
一時保育を利用する	11人	5人	—	—
職場に連れていく・自宅勤務に変更した	29人	0人	29人	0人
企業内保育施設・病院内保育施設を利用する(注)	—	—	—	19人
仕事を退職した・内定した仕事を辞退した・求職活動を止めた	32人	8人	—	—
育児休業を延長した	24人	13人	—	—
ベビーシッターを利用する	5人	1人	—	—
求職中のひとり親家庭など	2人	0人	—	—
合計	136人	42人	47人	22人

注：28 年 4 月から本項目に関する待機児童の定義の取り扱いが変更となりました。

（厚生労働省からの通知により 28 年 4 月から待機児童から除外することとしています。）

【問い合わせ先】

保健福祉部保育課：03-3312-2111 内線 1371